

市税に係る不服申立て（審査請求）のあらまし

市税に係る不服申立て(審査請求)については、次のとおりすることができます。

1 審査請求とは

京都市長（処分庁）が行った市税の課税処分又は徴収（督促、差押え、配当等）処分について不服（固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を除きます。）がある場合は、地方税法及び行政不服審査法に基づき、京都市長（審査庁）に対し審査請求することができます。

※ 固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服は、京都市固定資産評価審査委員会に対し「審査申出」をしていただくことになります。

2 審査請求ができる方

納税義務者等当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者又はその代理人に限られています。
代理人による審査請求の場合、代理人が審査請求に関する権限を納税義務者から委任されていることを証する委任状を提出していただく必要があります。
また、納税義務者又は代理人が法人である場合、法人の代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書等）の添付が必要です。

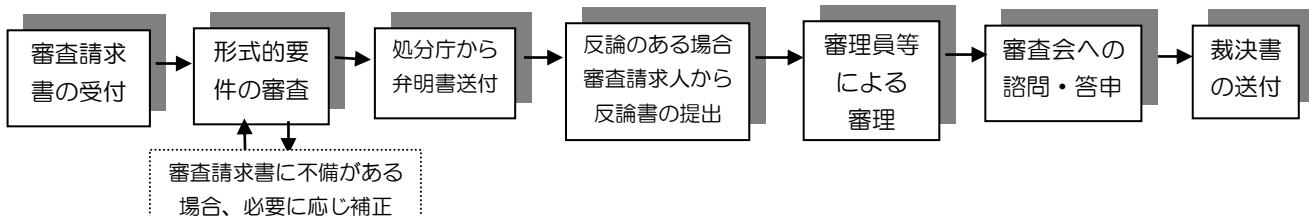
3 審査請求の方法

審査請求をするには、京都市長（審査庁）宛てに「審査請求書」を提出していただく必要があります（窓口、郵送又はオンライン申請）。窓口及び郵送の場合の提出先は、処分等の担当部署です（別紙参照）。なお、記載に関する説明が「審査請求書」裏面にありますので、参考にしてください。

4 審査請求書の提出期限

審査請求書の提出は、処分があったことを知った日（例：納税通知書（税額変更通知書）を受け取られた日）の翌日から起算して3箇月以内（地方税法第19条の4に規定がある場合は規定する日と比較していすれか早い方）に行なうことを要します。期限後に提出された場合、審理対象とはなりませんのでご注意ください。

5 審査請求の一般的な流れ



- ※ 「裁決」とは審査請求における審査庁の判断のことをいい、訴訟の場合の判決に相当するものです。
- ※ 審理は、書面で行います。ただし、希望される場合は、審理員に対して口頭で意見を述べることができますので、審査請求書にその旨を記載してください。訴訟のように口頭弁論での審理はありません。
- ※ 審査請求をされた場合であっても、賦課された税の徴収は、停止されません。納期限までにお支払いのない場合は、滞納金の加算等が行われますので、ご注意ください。
- ※ 審査会（行政不服審査会）とは、審査請求の公正性の向上の目的から、審査庁の判断の妥当性をチェックするために設けられた、有識者で構成される第三者機関です。

6 その他

京都市長が行った市税の課税処分等の取消しを求める訴え又は当該処分に係る審査請求の裁決の取消しを求める訴えは、当該裁決の送付を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として（京都市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、課税処分等の取消しを求める訴えは、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求についての裁決を経ずに提起することができます。

また、お問合せにつきましては、別紙「市税に係る審査請求に関するお問合せ・提出先」をご覧ください。

市税に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

ご不明の点は、以下の各処分庁又は行財政局税務部税制課税制担当へお問合せください。

○ 個人市民税に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

市税事務所市民税担当

名 称	電 話 番 号		所 在 地
市税事務所 市民税第1担当	中京区	746-5819	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町3 37 ビル葆光1階
	北区・上京区	746-5824	
市税事務所 市民税第2担当	山科区・伏見区醍醐	746-5837	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町3 37 ビル葆光3階
	伏見区・伏見区深草	746-5834	
市税事務所 市民税第3担当	右京区	746-5843	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町3 37 ビル葆光4階
	西京区・西京区洛西	746-5849	
市税事務所 市民税第4担当	左京区・東山区	746-5863	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町3 37 ビル葆光4階
	下京区・南区	746-5872	

○ 法人市民税に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

市税事務所法人諸税室

名 称	電 話 番 号	所 在 地
市税事務所 法人諸税室 (法 人 市 民 税 担 当)	213-5247	〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

○ 固定資産税（償却資産を除く）に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

市税事務所固定資産税担当

名 称	電 話 番 号		所 在 地
市税事務所 固定資産税第1担当 (北区・上京区・左京区)	土地	746-6431	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光5階
	家屋	746-6432	
市税事務所 固定資産税第2担当 (山科区・伏見区・伏見区深草・伏見区醍醐)	土地	746-6436	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光6階
	家屋	746-6437	
市税事務所 固定資産税第3担当 (右京区・西京区・西京区洛西)	土地	746-6451	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光7階
	家屋	746-6452	
市税事務所 固定資産税第4担当 (中京区・東山区・下京区・南区)	土地	746-6462	〒604-8175 中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光8階
	家屋	746-6463	

○ 固定資産税（償却資産）に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

市税事務所法人諸税室

名 称	電 話 番 号	所 在 地
市税事務所 法人諸税室 (償 却 資 産 担 当)	213-5214	〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

○ 軽自動車税（種別割）に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

軽自動車税事務所（分室）

名 称	電 話 番 号	所 在 地
軽自動車税事務所（分室）	213-5467	〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

○ 宿泊税に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

市税事務所法人諸税室

名 称	電 話 番 号	所 在 地
市税事務所 法人諸税室 (宿 泊 税 担 当)	708-5016	〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階

○ 徴収に係る審査請求に関するお問合せ・提出先

市税事務所納税担当

名 称	電 話 番 号	所 在 地
納税第1担当	市外	222-3513
	北区	222-3441
	上京区	222-3442
納税第2担当	左京区	222-3446
	中京区	222-3453
納税第3担当	右京区	222-3454
	西京区	222-3455
	西京区洛西	222-3456
納税第4担当	東山区	222-3457
	下京区	222-3458
	南区	222-3459
納税第5担当	伏見区	222-3460
	伏見区深草	222-3461
納税第6担当	山科区	222-3462
	伏見区醍醐	222-3463
高額徴収担当	222-4104	
諸税徴収担当	222-3514	

○ 審査請求の制度全般（オンライン申請を含む）に関するお問合せ先

税務部税制課税制担当

名 称	電 話 番 号	所 在 地
税務部税制課税制担当	213-5200	〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階

※ オンライン申請については、京都市のホームページ（「市税に係る審査請求」：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000217675.html>）をご覧ください。